

狭あい道路拡幅整備協議 区整備工事を選択された方へ (今後の手続き・準備等)

1 今後の手続き

建物完成時期の2ヶ月または3ヶ月前までに書類の提出が必要です

- 整備委託…建物完成約2ヶ月前までに提出
「整備委託工事申請書」「誓約書」をご提出ください。
※「整備委託工事申請書」には、後退用地の接する土地所有者の承諾が必要です
- 無償使用承諾…建物完成約3ヶ月前までに提出
「土地無償使用承諾書」等の使用権移譲書類一式をご提出ください。
※詳細は「狭あい道路の後退用地の寄付・無償使用のご案内」をご覧ください
- 寄付…建物完成約3ヶ月前までに提出
「道路敷寄付申出書」等の所有権移譲書類一式をご提出ください。
※詳細は「狭あい道路の後退用地の寄付・無償使用のご案内」をご覧ください

2 代理人の皆様へ

- (1) 今回の協議に関する注意事項については、申請者（施主）に十分説明し了承を得てください。特に寄付又は無償使用承諾については再度の意思確認を行い、「拡幅整備の種別」（整備方法の選択）を確実なものにしてください。その結果、整備方法の変更をする場合は「協議事項変更協議書」の提出をお願いいたします。
- (2) 整備委託、寄付、無償使用承諾における区拡幅整備工事は、現年度の予算範囲内で行ないます。そのため、建築工事の完了が年度末（1月～3月）となる場合については、予算や工事の執行状況により、例年、工事立会い及び工事着手が翌年度5月中旬以降となっております。あらかじめご了承ください。

3 注意事項

- (1) 整備委託、寄付又は無償使用承諾については、協議内容として現時点で選択していたものであり、区が拡幅整備工事を実施することを確約したものではありません。今後提出していただく書類の内容や現場の状況等によっては、区の拡幅整備工事ができない場合があります。
- (2) 寄付、無償使用承諾を選択した場合には、後退用地部分を公道に編入します。

寄 付	後退用地を分筆し、 <u>土地の所有権を目黒区へ移転するものです。目黒区がL形側溝の移設や後退用地の舗装等の拡幅整備工事を実施した後、公道に編入して区が管理します。</u>
無償使用承諾	後退用地の <u>土地所有権は移転せず、使用権を目黒区に移譲します。目黒区がL形側溝の移設や後退用地の舗装等の拡幅整備工事を実施した後、公道に編入して区が管理します。</u>

- (3) 狭あい道路拡幅整備の協議は、建築確認申請1件ごとに必要です。今後、当該敷地を分割・分筆して建築数が増える場合は本協議の「取下げ協議」が必要となります。

裏面も必ずご覧ください

4 整備種別の選択についての留意事項

- (1) 複数の狭あい道路に接する場合は、原則、区整備又は自主整備のどちらかに統一してください。
また、区整備は後退用地の一部だけを依頼することはできません。
- (2) 大企業や開発行為、大規模建築物等の場合は区整備の対象外です。自主整備となります。(条例第19条)
- (3) 都建築安全条例の隅切りについて、私道と私道又は、公道と私道の場合は隅切りも区で整備します。公道と公道の場合は、区整備か自主整備のどちらかを選択できます。
- (4) 私道の場合、既存の道路が未舗装(土や砂利敷き等)の場合、区整備はできません。自主整備となります。

5 区整備工事までの準備事項

※区の仕事は、建築工事(外構工事)後になります。

整備工事を区に依頼する場合には、必要な書類の提出や後退用地の現況等の諸条件があります。

- (1) 代理人と区で「現場立会」を実施し、実際の整備工事の施工範囲や整備内容・日程を決定します。工事日程・舗装方法・L形側溝等の施工内容については区の判断となります。
- (2) 「現場立会日」の設定について
代理人は、下記(3)の必須事項を満たしたことを確認のうえ、区へ連絡してください。区では現地を確認後、立会日を設定します。
- (3) 「現場立会」までには、下記事項が必須となります。
代理人は、現場の外構業者、設備業者に次の事項を必ず伝え、実施の確認をしてください。
 - ① 後退用地は、前面道路と同じ高さにすること。
 - ② 後退用地内の構造物、樹木、埋設物等(既存の塀、隣地境にある塀、門扉、コンクリート等の塊、擁壁、水道メーター、止水栓、宅内柵)の移設・撤去
 - ③ 規定深度より浅い水道管等の是正(道路から引き込む供給管は計画L形天端高さより、土被り最低30cm以上を確保してください。)なお、後退用地内での横引きは行わないでください。
 - ④ 足場や後退用地内の仮囲い、仮設トイレ、養生板、覆工板、仮設引込柱、仮設物、仮設資機材等の撤去
 - ⑤ 区が支給した後退くいの設置(宅地内に設置)
- (4) 拡幅整備工事の施工範囲内にある民家の測量・境界鉄及び杭は、拡幅整備時に撤去となります。区での復元はできませんので、代理人等で事前に確認し、必要があれば宅地内に移設するか施工後の復元をお願いします。
- (5) 外構工事等を行う場合には、塀、塀の基礎、ブロック、フェンス、擁壁、土間コンクリート等は、後退用地内にはみ出さないように施工してください。
《お願い》
 - ① L形側溝の移設に支障が出ないよう、道路後退線から敷地側に余裕幅(2cm程度)を残して施工するようお願いいたします。(※出入りに段差ができないよう、すりつけ幅を考慮した余裕幅。)
 - ② 土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮したうえ施工するようお願いいたします。
- (6) 前面道路が公道の場合は、東京都下水道局による公設汚水柵の移設後に区の工事を行います。

目黒区 都市整備部 都市整備課 狭あい道路係 TEL03-5722-9729 (直通)
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎6F